

保 健 だより

No.178 2014 1
JANUARY

東部ゴム健康保険組合

<http://www.toubugomukenpo.or.jp>



新年の
ご挨拶

業務の合理化・効率化をいつそう進め 充実した保健事業の展開を

東部ゴム
健康保険組合

理事長

小杉 茂夫



新年あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、当健康保険組合の事業運営に対し、平素より多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

全国の健康保険組合は、その主要財源となる保険料収入が伸び悩む一方、支出面では年々増加する医療費や高齢者医療制度への納付金の負担等により厳しい財政状況に陥っています。国民医療費の増加と少子高齢化の進展は、もはや健康保険制度のみならず日本の社会保障制度全体を揺るがしており、団塊の世代が平成24年度から前期高齢者に仲間入りしつつある今、早急な社会保障制度の抜本改革が求められています。

こうしたなか、昨年7月の参議院選挙により与党が国会における安定多数を獲得し、3年ぶりに「衆参のねじれ」が解消されました。これからは、政治がスムーズ

ズに行われることが期待されています。社会保障と税の一体改革については、政府は社会保障制度改革国民会議の報告書による提言を受け、今後、社会保障の各分野（少子化対策、医療・介護、年金）における改革が本格化する見込みです。しかし、今後も論議は難航することが予想されるうえ、これらの改革によって、将来にわたり持続可能な医療保険制度を確立できるのかも不透明です。

一方、安倍政権の推進する成長戦略（日本再興戦略）では、すべての健康保険組合に取り組みを求める「データヘルス計画」が盛り込まれました。これにより、健康保険組合では、特定健診やレセプトのデータ分析に基づいた保健事業をより効率的に実施していくことになり、医療費の適正化にもつながることが期待されています。

当健康保険組合では、国の社会保障制度改革の動向を注視しつつ、業務の合理化・効率化をいつそう進めながら健診等の保健事業に取り組んでまいります。みなさまには、これらの事業を積極的にご活用いただき、引き続き医療費の節減にご協力くださいますようお願い申し上げます。

新しい年が健康保険組合全体、そしてみなさまにとって運氣上昇の年となりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

「消費増税」は前期高齢者医療への公費投入の絶好機!

平成25年度
健保組合
全国大会

平成25年度健康保険組合全国大会が去る11月22日に開催されました。「改革の実現と健康保険組合の存続なくして皆保険の維持なし!」をキャッチフレーズ(副呼称)にした今大会は、健保組合関係者約4,000人が参加。健保組合存続の危機は国民皆保険制度崩壊の危機として、「前期高齢者医療への公費投入の早期実現」などを強く求めました。

大会では以下の4項目の決議を採択し、来賓として出席した厚生労働大臣(代理)に手渡されました(写真)。



厚生労働大臣(代理・右側)に決議文を手渡す健保連・平井会長

決議された4項目

- ◎ 前期高齢者医療への公費投入の早期実現
- ◎ 高齢者医療の負担構造改革と持続可能な制度の構築
- ◎ 持続性ある制度に不可欠な医療費適正化の推進
- ◎ 保険者機能を発揮できる健康保険組合方式の維持・発展

事業主・被保険者の皆様へ

健康保険組合連合会の発表による全国の健康保険組合の財政につきましては、平成25年度予算において4,500億円を超える赤字を計上し、赤字組合は8割を超えています。高齢者医療制度への支援金・納付金は3兆円を超え、保険料収入に対する割合は過去最高の46・25%にも達しています。

当健康保険組合におきましても、平成25年度に保険料率の引き上げを行ったところですが、被保険者数の減少による保険料収入の減少および高齢者医療制度への支援金・納付金や保険給付費の増加により、平成25年度の決算見込みでは約5億700万円の大規模な経常赤字が見込まれております。

このようななか、「社会保障制度改革国民会議」の報告書が昨年8月にまとめられました。しかしながらその内容は、健康保険組合が期待していた高齢者医療制度への支援金・納付金の費用負担のあり方の見直しの問題等について議論が尽くされず、将来展望につながる具体策は見いだせない結果となりました。

このようなことから、今後も支援金・納付金等については増加することが十分に考えられます。

健康保険組合は、国から認可を受け健康保険事業を行う公法人です。業界単位というメリットを活かした自主的な運営により効果的な事業を展開し、加入員の健康の保持・増進のため細かいサービスの提供や独自の付加給付を行うなど、社会保障制度の一環として重要な役割を果たしております。しかし、財政の悪化によって年々その特性の維持が困難になってきています。

今後とも充実した保健事業や医療給付等を行っていくためには、保険料率の引き上げも考慮せざるを得ないのが現状です。

現在、理事会等では平成26年度以降の保険料率について検討が進められています。結論が得られましたら、皆様にも改めてお知らせいたします。

健康保険組合といたしましては、各種保健事業等、内容の見直しや、業務の効率化、経費の削減に努めてまいりますので、なにとぞご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

春季巡回婦人生活習慣病予防健診実施のお知らせ

奥さま、年に一度の健診受診をお忘れなく!

平成26年度も、巡回方式による「春季婦人生活習慣病予防健診」を実施いたします。

●受診対象者

被扶養者である35歳以上の女性

●実施期間

平成26年4月1日～7月31日

●健診会場

全国660カ所以上
(会場一覧は各事業所へ配布済みです)

●検査項目

- 1 問診
- 2 身体計測
【身長・体重・腹囲・BMI指数・標準体重】
- 3 視力検査
- 4 血圧測定
- 5 尿検査【糖・蛋白・潜血反応】
- 6 胸部X線【間接撮影】
- 7 心電図【12誘導】
- 8 生化学検査
・肝機能検査【GOT(AST)・GPT(ALT)・Y-GTP・ALP】

●血液脂質検査

【HDL/LDLコレステロール・中性脂肪】

・代謝系検査【空腹時血糖またはHbA1c(NGSP値)・尿酸】

・腎機能検査【クレアチニン】

・血液検査【血球容積値・血色素量・赤血球数・白血球数・血小板数】

・胃部X線【間接撮影】

・便潜血検査【免疫2回法】

・乳房診【超音波診断法】

・子宮頸部細胞診

●受診者負担額(消費税込)

○子宮細胞診を希望しない場合 2,700円

○子宮細胞診を自己採取法または医師採取法で実施した場合 3,240円

●申込期限

平成26年1月20日(月)必着とし、事業所経由でお申し込みください。

※春季巡回婦人生活習慣病予防健診の詳細につきましては、各事業所に実施案内をFAXにて送付しておりますので、そちらをご覧ください。

活用しよう! 医療費控除

出産や歯科の保険外診療などで医療費が多くかった人は、医療費控除を活用しましょう。
納めすぎた税金が払い戻されます。

医療費控除の計算式

支払った医療費	-	保険金などで補てんされる額	-	10万円	=	医療費控除額
家族分も含め、1月1日～12月31日に支払った医療費の年間合計額		健康保険からの高額療養費・出産育児一時金、生命保険からの入院給付金など		所得総額の5%のほうが少ない場合はその金額		控除額は最高200万円まで。払い戻される税金額は控除額と年間所得に応じた税率により決定

アクセスしてみよう!
国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

忙しくて税務署に行けない人や、パソコンでの作業に慣れている人は、国税庁のホームページを利用してみましょう。申告書のダウンロードができるだけでなく、入力指示に従って申告書をパソコン上で作成することができます。事前の登録など準備が必要ですが、インターネットを利用したe-Taxで申告することもできます。

協会けんぽに加入のゴム製品関連企業をご紹介します

ぜひ、東部ゴム健保へのご加入を! お問い合わせ先 **03-6447-2513**

当健保組合では、事業所の加入を積極的に促進しております。皆様の関連あるいは取引先の事業所で、当健保組合に未加入の事業所がございましたら、ぜひご紹介くださいますようお願いいたします。

なお加入要件は、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している事業所で、ゴム製品を主体とする事業（製造・販売）およびゴム原材料の販売を主体とする事業です。また、当健保組合の加入事業所の関連会社、子会社、企業グループ会社であれば**上記以外の業種でも結構です**。

「健康管理事業推進委員会」を設置しました

当健保組合の中心的事業である健康管理事業を効果的かつ効率的に実施していくことを目的に、「健康管理事業推進委員会」を設置しました。

その第1回委員会が平成25年10月22日(火)に開催され、委員長を選出した後、当健保組合の保健事業の内容、および第二期特定健康診査等実施計画等について報告があり、委員からも要望事項等が提案され、意見交換を行いました。

今後も被保険者やそのご家族の皆様の健康保持・増進につながるよう、当健保組合と事業所が連携を図り、より一層協力して進めていくことを確認いたしました。

当委員会の委員は次の方々です(順不同・敬称略)。

	氏名	事業所名称
委員長	藤田 耕平	バン工業用品(株)
委員	市川 俊充	帝都ゴム(株)
委員	大塚 進	小里機材(株)
委員	野本 正俊	東邦レマック(株)
委員	野田 礼子	ナガセケンコー(株)
委員	白鳥 洋子	日本ゴム工業会
委員	獅子倉 武	東部ゴム健康保険組合
委員	新井 勝彦	東部ゴム健康保険組合

当選者発表／第120回けんぽクイズ(クロスワードパズル)

【答え:ホットヒトイキ(ホッと一息)】※敬称略・順不同
井上孝(日本カリユウ(株))、椿利雄(バルカナイズ近畿(株))、小澤玲子((株)ニチベイパーツ)、千田正喜((有)東伸ゴム工業所)、渡辺正剛(フロイント・ターボ(株))、飯田佳代子(不二ラテックス(株))、海野澄子(平和ゴム商工(株))、阿部大樹(明司ゴム(株))、飯塚あゆみ(日本ジャイアントタイヤ(株))、大谷美奈(フロイント産業(株))

保養所「箱根荘」利用料金の改正

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、箱根荘の利用料金が変わります。

●1泊2食(朝・夕)の1名様料金(平成26年4月1日より)
組合員 **5,640円** 一般 **7,710円**

箱根荘 平成26年度休館日

ご利用の際は、休館日等をお問い合わせのうえで日程等をご検討ください。

4月	8日(火)、9日(水)、10日(木)、22日(火)、23日(水)	10月	7日(火)、8日(水)、9日(木)、21日(火)、22日(水)、23日(木)
5月	13日(火)、14日(水)、15日(木)、27日(火)、28日(水)	11月	18日(火)、19日(水)
6月	10日(火)、11日(水)、12日(木)、24日(火)、25日(水)、26日(木)	12月	2日(火)、3日(水)、4日(木)、16日(火)、17日(水)、18日(木)
7月	8日(火)、9日(水)、10日(木)、22日(火)、23日(水)	1月	6日(火)、7日(水)、8日(木)、20日(火)、21日(水)、22日(木)
8月	19日(火)、20日(水)	2月	10日(火)、11日(水)、12日(木)、24日(火)、25日(水)、26日(木)
9月	2日(火)、3日(水)、4日(木)、16日(火)、17日(水)、18日(木)	3月	10日(火)、11日(水)、12日(木)、24日(火)、25日(水)

本誌『健保だより』がホームページから閲覧できます

当健保組合ホームページ「NEWS&TOPICS」から本誌『健保だより』を閲覧することができますのでご利用ください。

公告 平成26年度任意継続被保険者の標準報酬月額および日額

(平成26年4月1日より)

標準報酬月額	320,000円
標準報酬日額	10,670円

整骨院・接骨院 受療の際の料金・ルールが 変わりました

健康保険を使うには
決められた「**ルール**」が
あります

最近、増えている整骨院・接骨院やマッサージ、
鍼灸などの看板。「健康保険が使えます」と表示さ
れたりしていますが、保険証を使う場合には一定の
「ルール」があります。今回、そのルールや利用料
金が一部変更になりました。

ここのルールが変わりました！

1 施術料が一部変わりました

「柔道整復師」「あん摩マッサージ」「鍼灸」とも、施術
料（初検料・再検料ほか）が5円～105円程度、引き上
げられました。

〈柔道整復師〉

初検料	▶▶▶	1,335円
再検料	▶▶▶	295円
施療料（打撲・ねんざ）	▶▶▶	760円
後療料（打撲・ねんざ）	▶▶▶	505円

2013年
5月1日から

2 3部位以上の施術は減額の幅が 大きくなりました

柔道整復療養費の場合、施術料適正化のため多部位の施術は一定の
割合で施術料が引き下げられます。その引き下げ幅が拡大されました。

これまで
基準料金の
70/100

2013年
5月1日から
60/100

3 回数の多い長期の施術には経過や理由の文書が必要に 療養費の適正化のため、理由書を「療養費支給申請書」に添付することになりました。

4 申請書への代理記入は“やむを得ない場合”のみ 利き手を負傷しているなど、患者本人が字を書けないケースに限られます。

5 患者が記入する事項が追加されました

申請書の「住所」欄に郵便番号、電話番号も記入することになりました。

整骨院・接骨院で 見直された **ルール** です!!

整骨院・接骨院でのすべての施術に保険証が使える、と
誤解している人がたくさんいます。患者さんが正しい知識
をもって、整骨院・接骨院にかかるモラルが大切です。
ルールを守りましょう。



柔道整復師名が
施術所に掲示
されているか
確認する!!



単なる肩こりに
保険証は
使えませんよ!!

あ～
そうなのネ!

療養費
支給申請書に
自筆で記入
しなくちゃ!!

整骨院・接骨院で 保険証を使った方へ

後日、健康保険組合から施術内容を確認
させていただくことがあります。施術内容
はメモに残すなどして控えておくことをお
ススメします。

照会があった場合には、ご協力ください。
みなさんから納めていただいている健康保
険料を適正に使うためです。よろしくお願いいたします。

3カ月を超えて、
頻回の施術を
行ったときは
理由が書いてある
文書を添付

保存
ですか

整骨院・接骨院を健康保険で受療する際のルール

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの

●医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）

●骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

◎主な負傷例

・日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき。

整骨院・接骨院にかかるとき保険証の使い方を間違っていない

整骨院・接骨院で保険証が使えるのは、このときだけ

このときは全額、自費です!!

保険証は使えません!

単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。

脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。

保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。

労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷。

償還払いが原則ですが

受領委任の際は「療養費支給 申請書」に患者が自筆で記入

なぜ

患者が申請書に自筆で記入するの

整骨院・接骨院は医療機関ではなく、柔道整復師は医師ではありません。本来、保険証は、医療機関で健康保険のきく治療などを受けたときに使うものです。患者の利便性のため、急性・亜急性のケガに限って整骨院・接骨院でも保険証が使えるようになっています。「療養費支給申請書」は、柔道整復師が患者に代わって健康保険組合に保険請求を行うための書類なので、患者が被保険者の住所・氏名等を自筆で記入する必要があります。

整骨院・接骨院で施術を受けたときのお金の流れ

原則
償還払い

健康保険組合

7割を償還払い

請求

患者

施術

整骨院・接骨院

全額の支払い

受領委任制

健康保険組合

7割の支払い

請求

患者

施術

整骨院・接骨院

3割の支払い
(年齢によって負担の割合は1～3割)

申請書に記入するときはココに注意してね!

負傷内容・負傷原因は正しいですか?

施術内容は合っていますか?

あなたが支払った金額と自己負担額の記載が合っていますか?

通院回数は合っていますか?